

土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付請求書

○年○月○日

福井市長 様

住 所 ○○県○○市○町○丁目○番○号

氏名又は名称 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第56条第1項の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付を下記のとおり求めます。

記

1. 対象土地の所在及び地番

所在 ○○県○○市○○町○丁目

地番 ○番○

2. 事業の種類及び内容

事業の種類 地域福利増進事業

事業の内容 購買施設（コンビニエンスストア）の整備に関する事業（法第2条第3項第8号）

本施設は小売店舗（床面積○㎡程度を想定）として日常食料品、日用雑貨等の販売を行うもので、近隣住民に利便を供するものである。既存の同種の施設（最も近いコンビニエンスストアは○○市○○町○番に所在）とは○kmの距離があり、本施設の立地により、地域住民は徒歩による日常食料品や日用雑貨の調達が可能となり、利便性が大きく向上することとなる。事業区域としては、対象土地と隣接地（地番○番○）を想定している。

3. 土地所有者等関連情報の提供を求める理由

対象土地の登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として〇〇 〇〇及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた。

そのため、当該登記名義人の転出先の住所その他の土地所有者等関連情報を取得する必要がある。

4. 土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所

氏名 〇〇 〇〇 (所有権登記名義人)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

5. その他土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

(1) 請求者の役員の氏名、住所、性別及び生年月日

① 役員の氏名 〇〇 〇〇 (代表取締役)

役員の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

役員の性別 男性

役員の生年月日 昭和〇年〇月〇日生

② 役員の氏名 〇〇 〇〇

役員の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

役員の性別 女性

役員の生年月日 昭和〇年〇月〇日生

(2) 個人情報の安全管理のための措置の概要

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定している。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業員及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令や当社において整備している個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。④ 人的安全管理措置

年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤ 物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を、施錠できる書庫に保管する。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体についてはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用する。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用する。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行う。

⑥ 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、ユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(3) 誓約事項

次の3点について誓約します。

- ① 取得した土地所有者等関連情報を本事業の実施の準備以外の目的で利用しないこと。
- ② 取得した土地所有者等関連情報を第三者に提供しないこと。
- ③ 本事業を実施しないことになった場合には、取得した土地所有者等関連情報を適切に廃棄すること。